

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 有価証券（第十三号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 金銭債権（第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔四〇十 略〕</p> <p>十一 電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）</p> <p>十二 暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 有価証券（第十二号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 金銭債権</p> <p>〔四〇十 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十一 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）</p>

十三〇十五 「略」

2 「略」

(特定信託契約)

第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる信託契約以外の信託契約

イ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第六条に規定する信託契約のうち、元本に損失を生じた場合にその全部を補填する旨を定めるもの

ハ 信託財産を次に掲げるもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの（ロに掲げるものを除く。）

(1) 預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等をいう。）のうち、決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）、預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定

十二〇十四 「同上」

2 「同上」

(特定信託契約)

第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる信託契約以外の信託契約とする。

一 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約

預金等以外のもの

(2) 貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。）

のうち、決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条各号（第四号を除く。）に掲げる貯金等及び特定貯金等以外のもの

二 法第二条第三項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約

ホ 信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約（二に掲げるものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、その受益権が電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第号）第四十三条各号に掲げるものに限る。）に該当する信託に係る信託契約

「号を削る。」

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第六条に規定する信託契約のうち、元本に損失を生じた場合にその全部を補てんする旨を定めるもの

三 信託財産を次に掲げるもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等をいう。）のうち、決済用預金（

「号を削る。」

「号を削る。」

2 前項第一号ハ(1)の「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三

同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）  
、預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定預金等以外のもの

ロ 貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。）のうち、決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条各号（第四号を除く。）に掲げる貯金等及び特定貯金等以外のもの

四 法第二条第三項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約

五 信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定す

条の四に規定する特定預金等をいい、同号ハ②の「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「イ・ロ 略」

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等

る特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十条の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十

、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

〔二〕ト 略〕

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第四十三号各号に掲げるもの

三 〔略〕

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十条の十八 令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十条の二十六第四号及び第三十三条第一項第六号二において同じ。）を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号等資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であつて、暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）に係るものをいう。第三十条の二十六第四号において同じ。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約

三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

〔二〕ト 同上〕

〔号の細分を加える。〕

三 〔同上〕

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十条の十八 〔同上〕

一 〔同上〕

二 暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

- イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。
- ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十条の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

- イ 暗号等資産の性質
- ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
- ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
- ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項
- ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七

- イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。
- ロ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十条の二十 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 「同上」

- イ 暗号資産の性質
- ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
- ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
- ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項
- ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 「同上」

号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
ただし、第一号の二及び第十二号並びに第三項各号に掲げる事項については、当該契約締結前交付書面が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇十二 略〕

十三 当該特定信託契約が電子決済手段の信託（電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）に係るものである場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ハ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

ニ 取引の最低単位その他の当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ホ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

ヘ その他特定信託契約の締結に関し参考となると認められる事項

十四 〔略〕

〔2・3 略〕

〔一〇十二 同上〕  
〔号を加える。〕

十三 〔同上〕

〔2・3 同上〕



(禁止行為)

第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 略〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。以下この号において同じ。））、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二十六条に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下この号において同じ。）及び電子決済手段等取引業者等（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）又は同法第十二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一项に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）（暗号資産等の信託（暗号等資産関連有価証券を含む信

(禁止行為)

第三十条の二十六 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十条の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託を除く。)にあつては、金融商品取引業者等及び暗号資産交換業者等)を除く。次号において同じ。)に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十条の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 「略」

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う電子決済手段の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

七 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等(金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下この号並びに第四十条第十一項第二号及び第四号において同じ。)又は当該信

五 「同上」

「号を加える。」

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等(金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第四十条第十項第二号及び第四号において同じ。)又は当該信託会社

託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇五 略」

六 其の受益権が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権をいい、同条第二十八項に規定する特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。）に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者（資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条第三項第二号に規定する資金移動業関係業者をいう。次条第五号及び第七十八条第五号において同じ。）である場合（当該資金移動業関係業者から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

2 [略]

に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第三十一条 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

2 [同上]

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十二条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略〕

五 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者が資金移動業関係業者であつて、書面又は第三十四条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一〕三 略〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十七号）七条第一項第十五号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五 電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十二条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

〔号を加える。〕

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十七号）七条第一項第十四号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

〔号を加える。〕

ロ 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

ホ 電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

ヘ 当該信託に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

#### 六 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号等資産（暗号等資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）及び暗号等資産関連有価証券に

#### 五 「同上」

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）及び暗号資産関連有価証券に

関するものを含む。)の概要及び特性(当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。)

ホ その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕6 略〕

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項(電子決済手段の信託にあつては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。)とする。

8 「略」

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十六号から第十八号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者(これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。)のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項第一号イ若

のを含む。)の概要及び特性(当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。)

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕6 同上〕

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項とする。

8 「同上」

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者(これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。)のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項各号(第二

しくはハからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇三 略〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第四十一条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。第七号及び第十一号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

〔イ〇二 略〕

〔六・七 略〕

八 電子決済手段につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該電子決済手段の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子決済手段の時価総額

号を除く。）に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇三 同上〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項及び第四十一条第五項第二号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

〔イ〇二 同上〕

〔六・七 同上〕

〔号を加える。〕

九〇十八 「略」

〔2〇7 略〕

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第三十七条の二 法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 「略」

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。

以下この号及び第四十条第十四項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号。第四十条第十四項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇九 略〕

八〇十七 「同上」

〔2〇7 同上〕

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第三十七条の二 「同上」

一 「同上」

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。

以下この号及び第四十条第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号。第四十条第十三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第三十八条 「同上」

〔一〇九 同上〕



十 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約

による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の  
全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定  
信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る  
信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（第  
四十一条第五項第十号イにおいて「特定信託口座」という  
。）の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報  
告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表して  
いること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者から  
の要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定め  
があること。

2  
〔略〕

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理す  
るための体制の整備に関する事項）

第三十九条 〔略〕

2  
〔略〕

3 信託会社は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属す  
る電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等  
を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

〔号を加える。〕

2  
〔同上〕

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理す  
るための体制の整備に関する事項）

第三十九条 〔同上〕

2  
〔同上〕

3 信託会社は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属す  
る暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するとき  
は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法

号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段、暗号資産（当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。）及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託会社が自己で管理する場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託会社が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

4 信託会社は、前項ただし書に規定する電子決済手段（電子決済手段等取引業者が、電子決済手段等取引業者の利用者の電子決済手段を管理する場合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第七項の規定の適用のある電子決済手段を除く。）と同じ種類及び数量の電子決済手段（以下この項及び第四十三条第

により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産（当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。）及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託会社が自己で管理する場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託会社が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

「項を加える。」

一項第二号において「履行保証電子決済手段」という。）を自己の電子決済手段として保有し、次の各号に掲げる履行保証電子決済手段の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

一 信託会社が自己で管理する履行保証電子決済手段 履行保証電子決済手段と信託財産に属する電子決済手段、他の信託の信託財産に属する電子決済手段及び履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（履行保証電子決済手段の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二 信託会社が第三者をして管理させる履行保証電子決済手段 当該第三者において、当該履行保証電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

5 信託会社は、第三項ただし書に規定する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条第一項第二号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、第三

4 信託会社は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条第一項第二号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項

項各号の規定を準用する。

〔一・二 略〕

6〕 〔略〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 〔略〕

〔2〕9 略〕

10〕 信託会社は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において法、兼営法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により発行された電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないため

各号の規定を準用する。

〔一・二 同上〕

5〕 〔同上〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 〔同上〕

〔2〕9 同上〕

〔項を加える。〕

に必要な措置

イ 銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、兼営法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十三条及び第八十一条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることと

されていること。

三 外国電子決済手段を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となつた場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、利用者（国内にある利用者と国外にある利用者）とを区分することができる場合にあつては、国内にある利用者）のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約し、かつ、当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる措置

ロ 顧客（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（当該顧客の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができれば、当該信託会社が同条第三項に規定する資金移動業

者の発行する電子決済手段（同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置

四 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

五 信託会社が、その行う信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱うとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

11 信託会社は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「略」

四 信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗

10 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「同上」

四 信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗

号等資産等又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれていない場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

12 信託会社は、前二項の規定によるほか、電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の履行ができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

13・14 〔略〕  
（信託財産に係る行為準則）

第四十一条 〔略〕

〔2〕4 略

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合

号資産等又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

11 信託会社は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の履行ができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

12・13 〔同上〕

（信託財産に係る行為準則）

第四十一条 〔同上〕

〔2〕4 同上

5 〔同上〕



は、次に掲げる場合とする。

〔一〇九 略〕

十 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 信託会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略〕

〔一〇九 同上〕

〔号を加える。〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

- (3) 信託勘定有価証券残高(6)に掲げる事項を除く。  
(4) 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高

(5) (7) 略

ハ 直近の二事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) 略

(4) 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高

(5) (11) 略

(12) 電子決済手段の種類別の期末残高

(13) 略

〔ニ・ホ 略〕

三 信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券、電子決済手段及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

ニ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

〔四〇六 略〕

- (3) 信託勘定有価証券残高(5)に掲げる事項を除く。  
〔加える。〕

(4) (6) 同上

ハ 〔同上〕

(1) (3) 同上

(4) 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高

(5) (11) 同上

〔加える。〕

(12) 〔同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

ニ イに掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。)又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

〔四〇六 同上〕

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条第

一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 支店の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券、電子決済手段及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

〔四〇六 略〕

〔三〇七 略〕

（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査）

第五十一条の七 法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をしたときは、速やかに、次に掲げる事項につき、信託財産に属する財産の種類に応じて適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。

一 次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 有価証券（チ及びリに掲げる財産を除く。） 銘柄、数量  
その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

〔四〇六 同上〕

〔三〇七 同上〕

（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査）

第五十一条の七 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 有価証券（チ及びリに掲げる財産を除く。） 銘柄、数量  
その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

「ロ」ホ 略

ヘ 金銭債権（リに掲げる財産を除く。） 金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。） 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 略

チ 信託受益権（リ及びルに掲げる財産を除く。） 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

リ 電子決済手段 種類、数量その他の当該電子決済手段の内容を特定するために必要な事項

ヌ・ル 略

ヲ イからルまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二 略

〔2・3 略〕

（適用除外）

第五十一条の十 令第十五条の三第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「ロ」ホ 同上

ヘ 金銭債権 金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。） 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 同上

チ 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項  
「号の細分を加える。」

リ・ヌ 同上

ル イからヌまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二 同上

〔2・3 同上〕

（適用除外）

第五十一条の十 令第十五条の三第九号に規定する内閣府令で定める場合は、賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合とする。

一 賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

二 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第三項（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、同項に規定する利用者区分管理電子決済手段自己信託をする場合

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八条 法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 兼営法第六条の規定に基づき損失の補填又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

五 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介をする場合において、顧客が資金移動業関係業者であるとき（当該資金移動業関係業者から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）。

別表第二（第三十九条第六項関係）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 兼営法第六条の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

〔号を加える。〕

別表第二（第三十九条第五項関係）

---

「表略」

---

「同上」

---

別紙様式第1号（第5条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

<p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿</p> <p>申請者（郵便番号 ）</p> <p>所在地</p> <p>電話番号（ ） —</p> <p>商号</p> <p>代表者の氏名</p> <p>免許申請書</p> <p>信託業法第4条第1項の規定に基づき免許を申請します。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>
--

（記載上の注意）

[略]

[（第2面）～（第4—2面） 略]

（別添3：他に営む業務の種類）

（第5面）

商号

（ 年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

（注意事項）

[略]

[（第6面）・（第7面） 略]

別紙様式第1号（第5条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

<p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿</p> <p>申請者（郵便番号 ）</p> <p>所在地</p> <p>電話番号（ ） —</p> <p>商号</p> <p>代表者の氏名</p> <p>免許申請書</p> <p>信託業法第4条第1項の規定に基づき免許を申請します。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>
--

（記載上の注意）

[同左]

[（第2面）～（第4—2面） 同左]

（別添3：他に営む業務の種類）

（第5面）

商号

（ 年 月 日現在）

[同左]

（記載上の注意）

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

（注意事項）

[同左]

[（第6面）・（第7面） 同左]

別紙様式第2号（第12条関係）

（日本産業規格A4）  
（第1面）

年 月 日	
財務（支）局長 殿	
申請者（郵便番号）	
所在地	
電話番号（ ）	—
商号	
代表者の氏名	
登録申請書	
信託業法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	

（記載上の注意）

[略]

[（第2面）～（第4—2面） 略]

（別添3：他に営む業務の種類）（第5面）

商号（年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

（注意事項）

[略]

別紙様式第2号（第12条関係）

（日本産業規格A4）  
（第1面）

年 月 日	
財務（支）局長 殿	
申請者（郵便番号）	
所在地	
電話番号（ ）	—
商号	
代表者の氏名	
登録申請書	
信託業法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	

（記載上の注意）

[同左]

[（第2面）～（第4—2面） 同左]

（別添3：他に営む業務の種類）（第5面）

商号（年 月 日現在）

[同左]

（記載上の注意）

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細目も含む。）も記載すること。

（注意事項）

[同左]



[ (第6面) ・ (第7面) 略]

別紙様式第10号 (第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )  
年 月 日提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[略]

1 業務の状況

[(1)~(8) 略]

(9) 業務の状況

① 各種信託の状況

[表略]

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本														
売渡手形等														
収益														
仮受金														
その他														
債権償却準備金														
特別留保金														

[ (第6面) ・ (第7面) 同左]

別紙様式第10号 (第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )  
年 月 日提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(8) 同左]

(9) 業務の状況

① 各種信託の状況

[同左]

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本												
売渡手形等												
収益												
仮受金												
その他												
債権償却準備金												
特別留保金												

.....																								
.....																								
.....																								
.....																								
.....																								
負債合計																								( )

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区 分	指定金銭信託		特定金銭 信託	金銭投資 基金信託	年 金 信 託						年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金 基金信託	国民年金 基金信託	規約型企 業年金信 託	基金型企 業年金信 託	貸付金口	株式口	貸付金口	株式口
[略]												
有 価 証 券												
[略]												
暗号等資産 関連有価証 券												
[略]												
[略]												
信託受益権												
[略]												
特定信託受 益権												
その他の信 託受益権												
電子決済手段 (特定信託受益 権を除く。)												
暗 号 資 産												
[略]												

区 分	財産形成給付信託		財産形 成投資 基金信 託	貸 付 信 託			投 資 信 託	金銭信 託以外 の金銭 の信託
	財産形 成給付 金信託	財産形 成基金 信託		収益分 配型	収益満 期受取 型	収益運 用口		

.....																								
.....																								
.....																								
.....																								
.....																								
負債合計																								( )

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区 分	指定金銭信託		特定金銭 信託	金銭投資 基金信託	年 金 信 託						年金投資基金信託	
	単独運用	単独運用			厚生年金 基金信託	国民年金 基金信託	規約型企 業年金信 託	基金型企 業年金信 託	貸付金口	株式口	貸付金口	株式口
[同左]												
有 価 証 券												
[同左]												
暗号資産関 連有価証券												
[同左]												
[同左]												
信託受益権												
[同左]												
その他の信 託受益権												
暗 号 資 産												
[同左]												

区 分	財産形成給付信託		財産形 成投資 基金信 託	貸 付 信 託			投 資 信 託	金銭信 託以外 の金銭 の信託
	財産形 成給付 金信託	財産形 成基金 信託		収益分 配型	収益満 期受取 型	収益運 用口		

[略]									
有価証券									
[略]									
暗号等資産関連有価証券									
[略]									
[略]									
信託受益権									
[略]									
特定信託受益権									
その他の信託受益権									
電子決済手段 (特定信託受益権を除く。)									
暗号資産									
[略]									

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
貸出金														
証書貸付														
手形貸付														
割引手形														
有価証券														
国債														
地方債														

[同左]									
有価証券									
[同左]									
暗号資産関連有価証券									
[同左]									
[同左]									
信託受益権									
[同左]									
[同左]									
その他の信託受益権									
暗号資産									
[同左]									

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
貸出金												
証書貸付												
手形貸付												
割引手形												
有価証券												
国債												
地方債												

短期社債																					
社債																					
株式																					
外国証券																					
その他の証券																					
貸付信託受益証券																					
投資信託受益証券																					
暗号等資産関連有価証券																					
電子記録移転有価証券表示権利等																					
投資信託外国投資																					
信託受益権																					
指定金銭信託受益権																					
金銭投資信託受益権																					
年金投資信託受益権																					
財産形成投資信託受益権																					
貸付信託専用収入口受益権																					
特定信託受益権																					
その他の信託受益権																					
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）																					
暗号資産																					
金銭債権																					
生命保険債権																					
住宅貸付債権																					
その他の金銭債権																					
有形固定資産																					
動産																					
不動産																					
無形固定資産																					

短期社債																					
社債																					
株式																					
外国証券																					
その他の証券																					
貸付信託受益証券																					
投資信託受益証券																					
暗号資産関連有価証券																					
電子記録移転有価証券表示権利等																					
投資信託外国投資																					
信託受益権																					
指定金銭信託受益権																					
金銭投資基金信託受益権																					
年金投資基金信託受益権																					
財産形成投資基金信託受益権																					
貸付信託収益運用口受益権																					
その他の信託受益権																					
暗号資産																					
金銭債権																					
生命保険債権																					
住宅貸付債権																					
その他の金銭債権																					
有形固定資産																					
動産																					
不動産																					
無形固定資産																					
地上権																					
不動産の賃借権																					
その他の無形固定資産																					

地上権																				
不動産の賃借権																				
その他の無形固定資産																				
その他債権																				
買入手形																				
コールローン																				
現金預け金																				
現金																				
預け金																				
その他																				
共同受託振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

[③・④ 略]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資	産	金額	負	債	金額
[略]					
有価証券			貸付信託		
[略]					
暗号等資産関連有価証券			地上権の信託		
[略]					
[略]					
信託受益権					
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）					
受託有価証券					
[略]					

(注) [略]

その他債権																				
買入手形																				
コールローン																				
現金預け金																				
現金																				
預け金																				
その他																				
共同受託振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

[③・④ 同左]

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資	産	金額	負	債	金額
[同左]					
有価証券			貸付信託		
[同左]					
暗号資産関連有価証券			地上権の信託		
[同左]					
[同左]					
信託受益権					
受託有価証券					
[同左]					

(注) [同左]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) [略]

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
[略]			
有 価 証 券		貸 付 信 託	
[略]			
暗号等資産関連有価証券		地 上 権 の 信 託	
[略]			
[略]			
信 託 受 益 権			
電子決済手段（特定信託 受益権を除く。）			
受 託 有 価 証 券			
[略]			

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
[略]			
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	
※ 収益調整益		暗号資産売却損	

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) [同左]

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
[同左]			
有 価 証 券		貸 付 信 託	
[同左]			
暗号資産関連有価証券		地 上 権 の 信 託	
[同左]			
[同左]			
信 託 受 益 権			
受 託 有 価 証 券			
[同左]			

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
[同左]			
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		暗号資産売却損	
※ 収益調整益		暗号資産関連有価証券売却	

※ 投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
[略]			
暗号等資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
[略]			

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[略]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	特定信託受益権	
9	電子決済手段（信託の受益権を表示するものを除く。）	
10	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
15	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
16	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	

		損	
※ 投資信託解約差益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
[同左]			
暗号資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
[同左]			

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[同左]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
12	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
13	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
15	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
16	回路配置利用権等（回路配置利用権又	

17	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
18	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
19	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

⑦-2 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法

⑦-3 [略]

[⑧・⑨ 略]

2 経理の状況

(1) [略]

(2) 損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

科		目	金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円
		信託報酬		×××
		[略]		
		投資信託	×××	
		電子決済手段の信託	×××	
		金銭信託以外の金銭の信託	×××	
	[略]			
[略]				
[略]				
		一般管理費計		

	はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
17	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
18	前各項に掲げる資産以外の資産	

[加える。]

⑦-2 [同左]

[⑧・⑨ 同左]

2 経理の状況

(1) [同左]

(2) 損益計算書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

科		目	金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円
		信託報酬		×××
		[同左]		
		投資信託	×××	
		金銭信託以外の金銭の信託	×××	
		[同左]		
	[同左]			
[同左]				
		一般管理費計		
		営業利益（又は営業損失）		×××



営業利益（又は営業損失）			×××
営業外損益の部	[略]		
[略]			

[(3)・(4) 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(8) 略]

(9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第2項に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

〔①~⑧ 略〕

2 [略]

別紙様式第14号（第43条第1項第2号ハ(1)関係）

営業外損益の部	[同左]		
[同左]			

[(3)・(4) 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(8) 同左]

(9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

〔①~⑧ 同左〕

2 [同左]

別紙様式第14号（第43条第1項第2号ハ(1)関係）

(日本産業規格 A 4)

信託財産残高表 ( 年 月末現在)			
(単位：百万円)			
資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
[略]			
有価証券		貸付信託	
[略]			
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
信託受益権 (特定信託受益 権を除く。)		土地及びその定着物の賃借 権の信託	
特定信託受益権		包括信託	
電子決済手段 (特定信託受 益権を除く。)		電子決済手段の信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
[略]			

(注) [略]

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第2項各号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以

(日本産業規格 A 4)

信託財産残高表 ( 年 月末現在)			
(単位：百万円)			
資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
[同左]			
有価証券		貸付信託	
[同左]			
暗号資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
信託受益権		土地及びその定着物の賃借 権の信託	
受託有価証券		包括信託	
暗号資産		その他の信託	
[同左]			

(注) [同左]

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同

下同じ。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

[2.～5. 略]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
[略]			
有価証券		貸付信託	
[略]			
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
信託受益権（特定信託受益 権を除く）		土地及びその定着物の賃借 権の信託	
特定信託受益権		包括信託	
電子決済手段（特定信託受 益権を除く）		電子決済手段の信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
[略]			

別紙様式第15号（第51条の2第1項関係）

（日本産業規格A4）

じ。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

[2.～5. 同左]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
[同左]			
有価証券		貸付信託	
[略]			
暗号資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
信託受益権		土地及びその定着物の賃借 権の信託	
受託有価証券		包括信託	
暗号資産		その他の信託	
[同左]			

別紙様式第15号（第51条の2第1項関係）

（日本産業規格A4）

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者(郵便番号 )

所在地

電話番号( ) —

商号

代表者の氏名

登録申請書

信託業法第50条の2第1項の規定に基づき登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

[略]

[ (第2面) ~ (第5面) 略]

(別添3—2：自己信託に係る事務に関する業務以外に営む業務の種類)

(第5—2面)

商号 ( 年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

自己信託に係る事務に関する業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第4条第3項第6号に規定する信託受益権売買等業務又は電子決済手段関連業務を営む場合は、その旨も記載すること。

(注意事項)

[略]

[ (第6面) ・ (第7面) 略]

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者(郵便番号 )

所在地

電話番号( ) —

商号

代表者の氏名

登録申請書

信託業法第50条の2第1項の規定に基づき登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

[同左]

[ (第2面) ~ (第5面) 同左]

(別添3—2：自己信託に係る事務に関する業務以外に営む業務の種類)

(第5—2面)

商号 ( 年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

自己信託に係る事務に関する業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第4条第3項第6号に規定する信託受益権売買等業務を営む場合は、その旨も記載すること。

(注意事項)

[同左]

[ (第6面) ・ (第7面) 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。